

千葉県報

号外
平成28年3月4日

主要目次

告示	都市計画区域の変更(四件)	一
〇	都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(二十二件)	一
〇	都市計画区域区分の変更(二十一件)	四
〇	都市計画都市再開発の方針の変更(七件)	七
公告	都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧(二十二件)	七
〇	都市計画区域区分の関係図書の縦覧(二十一件)	〇
〇	都市計画用途地域の関係図書の縦覧(三件)	一
〇	都市計画高度地区の関係図書の縦覧(二件)	二
〇	都市計画道路の関係図書の縦覧	二
〇	都市計画地区計画の関係図書の縦覧(三件)	二
〇	都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧(七件)	三
〇	都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧(二件)	三
〇	都市計画下水道の関係図書の縦覧(二件)	四

告示

示

千葉県告示第百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、八千代都市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 変更に係る都市計画区域の名称
八千代都市計画区域
- 二 変更に係る土地の区域
八千代市堀の内一部の区域
印西市船尾字新田の一部の区域

千葉県告示第百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、印西市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 変更に係る都市計画区域の名称
印西市計画区域
- 二 変更に係る土地の区域
印西市船尾字新田の一部の区域
八千代市堀の内一部の区域

千葉県告示第百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、大網白里都市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 変更に係る都市計画区域の名称
大網白里都市計画区域
- 二 変更に係る土地の区域
大網白里市榎神房字神房前、字打越及び字中関、桂字砂田前、桂飛地字神房前並びに高田字神房前の各一部の区域
茂原市神房字木ノ池の一部の区域

千葉県告示第百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、茂原都市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 変更に係る都市計画区域の名称
茂原都市計画区域
- 二 変更に係る土地の区域
茂原市神房字木ノ池の一部の区域
大網白里市榎神房字神房前、字打越及び字中関、桂字砂田前、桂飛地字神房前並びに高田字神房前の各一部の区域

千葉県告示第百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八

条第一項の規定により、野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、流山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、松戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、柏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、我孫子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鎌ヶ谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、浦安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、習志野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、八千代都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、印西都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、成田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、佐倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、四街道都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、木更津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、君津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大網白里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大佐和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、野田都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

野田都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

野田市関宿台町字東十四、字西四及び字西六、西高野字上坪、字堤通、字新道通、字中通、字雷電前及び字波洗並びに山崎字松ノ二及び字下里の各一部の区域

千葉県告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、流山都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

流山都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

変更なし

千葉県告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、松戸都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

松戸都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、柏都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

柏都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

変更なし

千葉県告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、我孫子都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

我孫子都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

変更なし

千葉県告示第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鎌ヶ谷都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

鎌ヶ谷都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

変更なし

千葉県告示第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、浦安都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
浦安都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市川都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
市川都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、船橋都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
船橋都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、習志野都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
習志野都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、八千代都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
八千代都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、印西都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
印西都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、成田都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
成田都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、佐倉都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
佐倉都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、四街道都市計画区域区分を次のとおり変更した。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
四街道都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市原都市計画区域区分を次のとおり変更した。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
市原都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計画区域区分を次のとおり変更した。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
袖ヶ浦都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、木更津都市計画区域区分を次のとおり変更した。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
木更津都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
木更津市内港の一部の区域

千葉県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、君津都市計画区域区分を次のとおり変更した。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
君津都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富津都市計画区域区分を次のとおり変更した。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
富津都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大網白里都市計画区域区分を次のとおり変更した。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
大網白里都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域
 大網白里市榎神房字神房前、字打越及び字中関、桂字砂田前、桂飛地字神房前並びに
 高田字神房前の各一部の区域
 茂原市神房字木ノ池の一部の区域

千葉県告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八
 条第一項の規定により、野田都市計画都市再開発の方針を変更した。
 平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八
 条第一項の規定により、松戸都市計画都市再開発の方針を変更した。
 平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八
 条第一項の規定により、柏都市計画都市再開発の方針を変更した。
 平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八
 条第一項の規定により、市川都市計画都市再開発の方針を変更した。
 平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八
 条第一項の規定により、船橋都市計画都市再開発の方針を変更した。
 平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八
 条第一項の規定により、成田都市計画都市再開発の方針を変更した。
 平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八
 条第一項の規定により、市原都市計画都市再開発の方針を変更した。
 平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

公 告

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧
 平成二十八年千葉県告示第二百二十八号に係る野田都市計画都市計画区域の整備、開発及
 び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項に
 おいて準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画
 課において縦覧に供する。
 平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第二百二十九号に係る流山都市計画都市計画区域の整備、開発及
 び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項に
 おいて準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画
 課において縦覧に供する。
 平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百三十号に係る松戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び
 保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項にお
 いて準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課
 において縦覧に供する。
 平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧
平成二十八年千葉県告示第三百三十一号に係る柏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧
平成二十八年千葉県告示第三百三十二号に係る我孫子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧
平成二十八年千葉県告示第三百三十三号に係る鎌ヶ谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧
平成二十八年千葉県告示第三百三十四号に係る浦安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧
平成二十八年千葉県告示第三百三十五号に係る市川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画

課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧
平成二十八年千葉県告示第三百三十六号に係る船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧
平成二十八年千葉県告示第三百三十七号に係る習志野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧
平成二十八年千葉県告示第三百三十八号に係る八千代都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧
平成二十八年千葉県告示第三百三十九号に係る印西市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第四百十号に係る成田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第四百十一号に係る佐倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第四百十二号に係る四街道都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第四百十三号に係る市原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第四百十四号に係る袖ヶ浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第四百十五号に係る木更津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第四百十六号に係る君津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第四百十七号に係る富津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第四百十八号に係る大網白里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第四百十九号に係る大佐和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百五十号に係る野田都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百五十一号に係る流山都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百五十二号に係る松戸都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百五十三号に係る柏都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百五十四号に係る我孫子都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百五十五号に係る鎌ヶ谷都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百五十六号に係る浦安都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百五十七号に係る市川都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百五十八号に係る船橋都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第五十九号に係る習志野都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第六十号に係る八千代都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第六十一号に係る印西都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第六十二号に係る成田都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第六十三号に係る佐倉都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第六十四号に係る四街道都市計画区域区分の関係図書は、都

市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第六十五号に係る市原都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第六十六号に係る袖ヶ浦都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第六十七号に係る木更津都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第六十八号に係る君津都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第六十九号に係る富津都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二

項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第七十号に係る大網白里都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十八年三月四日野田市の変更に係る野田都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十八年三月四日成田市の変更に係る成田都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十八年三月四日木更津市の変更に係る木更津都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十八年三月四日野田市の変更に係る野田都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十八年三月四日成田市の変更に係る成田都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十八年三月四日成田市の変更に係る成田都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十八年三月四日野田市の変更に係る野田都市計画地区計画台町東地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十八年三月四日野田市の変更に係る野田都市計画地区計画次木親野井地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十八年三月四日市川市の決定に係る市川都市計画地区計画二俣地区地区計画の
関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規
定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百七十一号に係る野田都市計画都市再開発の方針の関係図書
は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二
十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供す
る。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百七十二号に係る松戸都市計画都市再開発の方針の関係図書
は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二
十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供す
る。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百七十三号に係る柏都市計画都市再開発の方針の関係図書
は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二
十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供す
る。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百七十四号に係る市川都市計画都市再開発の方針の関係図書

は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二
十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供す
る。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百七十五号に係る船橋都市計画都市再開発の方針の関係図書
は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二
十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供す
る。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百七十六号に係る成田都市計画都市再開発の方針の関係図書
は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二
十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供す
る。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市再開発の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第百七十七号に係る市原都市計画都市再開発の方針の関係図書
は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二
十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供す
る。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

平成二十八年三月四日市川市の変更に係る市川都市計画生産緑地地区の関係図書の送付
があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦
覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧
平成二十八年三月四日野田市の変更に係る野田市都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画下水道の関係図書の縦覧

平成二十八年三月四日四街道市の変更に係る四街道都市計画下水道四街道市第一号公共下水道の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局下水道課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画下水道の関係図書の縦覧

平成二十八年三月四日印旛郡酒々井町の変更に係る佐倉都市計画下水道酒々井町第一号公共下水道の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局下水道課において縦覧に供する。

平成二十八年三月四日

千葉県知事 鈴木 栄治

購読料 月ぎめ 一部一箇月一、二〇〇円（送料を含む。）

本号 一部 二八円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

定期購読申し込み先

一部売り申し込み先

〇四三（二三三）二一五二
〇四三（二三三）二六五八